

政令第二百九十八号

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行令

内閣は、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号）第二条第十一号
 ホ及びチ、第四条第三項第三号、第九条第三項、第十三条第三項、第二十二條第一項、第二十三條並びに第
 二十四條の規定に基づき、この政令を制定する。

（中小企業者の範囲）

第一条 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第十一号ホに規定
 する政令で定める業種並びにその業種ごとの資本の額又は出資の総額及び常時使用する従業員の数は、次
 の表のとおりとする。

| 業 種 | | 資本の額又は 出資の総額 | 常時使用する 従業員の数 |
|-----|--|-----------------|-----------------|
| 一 | ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業 並びに工業用ベルト製造業を除く。） | 三億円 | 九百人 |

| | | | |
|---|--------------------|------|-----|
| 二 | ソフトウェア業又は情報処理サービス業 | 三億円 | 三百人 |
| 三 | 旅館業 | 五千万円 | 二百人 |

2 法第二条第十一号チの政令で定める組合及びその連合会は、次のとおりとする。

一 事業協同組合及び事業協同小組合並びに協同組合連合会

二 水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会

三 商工組合及び商工組合連合会

(特定流通業務施設の区分)

第二条 法第四条第三項第三号の政令で定める区分は、次のとおりとする。

一 卸売市場

二 倉庫（倉庫業の用に供するものに限る。）

三 前二号に掲げるもの以外の流通業務施設であつて、中小企業者が他の事業者との連携又は事業の共同化により実施する流通業務総合効率化事業（以下「中小企業共同流通業務総合効率化事業」という。）

の用に供するもの

四 前三号に掲げるもの以外の流通業務施設

(貨物利用運送事業法の特例に係る組合又はその連合会)

第三条 法第九条第三項の政令で定める組合又はその連合会は、次のとおりとする。

- 一 事業協同組合若しくは事業協同小組合又は協同組合連合会
- 二 農業協同組合又は農業協同組合連合会
- 三 漁業協同組合又は漁業協同組合連合会
- 四 水産加工業協同組合又は水産加工業協同組合連合会
- 五 商工組合又は商工組合連合会
- 六 森林組合又は森林組合連合会

(保険料率)

第四条 法第十三条第三項の政令で定める率は、保証をした借入れの期間（中小企業信用保険法施行令（昭和二十五年政令第三百五十号）第二条第一項に規定する借入れの期間をいう。）一年につき、中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第三条第一項に規定する普通保険にあつては〇・四一パー

セント（手形割引特殊保証（同令第二条第一項に規定する手形割引特殊保証をいう。以下この条において同じ。）及び当座貸越し特殊保証（同令第二条第一項に規定する当座貸越し特殊保証をいう。以下この条において同じ。）の場合、〇・三五パーセント）、同法第三条の二第一項に規定する無担保保険にあつては〇・二九パーセント（手形割引特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合は、〇・二五パーセント）、同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険にあつては〇・一九パーセント（手形割引特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合は、〇・一五パーセント）とする。

（主務大臣）

第五条 法第三条第一項、第三項及び第四項における主務大臣は、基本方針のうち、同条第二項第四号に掲げる事項に係る部分については国土交通大臣、同項第五号に掲げる事項に係る部分については経済産業大臣とし、その他の部分については国土交通大臣、経済産業大臣及び農林水産大臣とする。

2 法第四条第一項並びに第三項及び第五項（これらの規定を法第五条第三項において準用する場合を含む。第七条において同じ。）、第五条第一項及び第二項並びに第二十一条における主務大臣は、次の各号に掲げる流通業務総合効率化事業の区分に応じ、当該各号に定める大臣とする。ただし、港湾流通拠点地区

において特定流通業務施設の整備を行う事業を含む流通業務総合効率化事業については、当該各号に定める大臣及び国土交通大臣とする。

一 中小企業共同流通業務総合効率化事業 イからハまでの区分に応じ、それぞれイからハまでに定める大臣

イ 貨物流通事業者（貨物の輸送、保管その他の流通のうち国土交通省の所掌に係るものの事業を行う者をいう。以下この項において同じ。）が実施するもの 国土交通大臣及び経済産業大臣

ロ 食品生産業者等が実施するもの 経済産業大臣及び農林水産大臣

ハ 貨物流通事業者及び食品生産業者等以外の者が実施するもの 経済産業大臣

二 前号に掲げるもの以外の流通業務総合効率化事業 イからニまでの区分に応じ、それぞれイからニまでに定める大臣

イ 貨物流通事業者が実施するもの 国土交通大臣

ロ 食品生産業者等が実施するもの（ハに掲げるものを除く。） 農林水産大臣

ハ 食品生産業者等が実施するもののうち、物資の流通の効率化を図るための情報処理システム、設備

又は一連の措置（物資の種類を問わず利用し、又は実施し得るものに限る。）を導入するもの 経済産業大臣及び農林水産大臣

二 貨物流通事業者及び食品生産業者等以外の者が実施するもの 経済産業大臣

3 法第七条第一項及び第二項における主務大臣は、次の各号に掲げる特定流通業務施設の区分に応じ、当該各号に定める大臣とする。

一 卸売市場 農林水産大臣

二 倉庫（倉庫業の用に供するものに限る。） 国土交通大臣

三 前二号に掲げるもの以外の流通業務施設であつて、中小企業共同流通業務総合効率化事業の用に供するもの 経済産業大臣

四 前三号に掲げるもの以外の流通業務施設 国土交通大臣、経済産業大臣及び農林水産大臣
（都道府県が処理する事務）

第六条 法第四条第一項及び第三項（法第五条第三項において準用する場合を含む。）、第五条第一項及び第二項、第七条第一項及び第二項並びに第二十一条の規定による主務大臣の権限に属する事務のうち経済

産業大臣の権限（中小企業共同流通業務総合効率化事業に係るものに限る。）に属する事務は、特定流通業務施設の所在地を管轄する都道府県知事が行うこととする。この場合においては、当該事務に係る主務大臣に関するこれらの規定は、都道府県知事に関する規定として都道府県知事に適用があるものとする。

（権限の委任）

第七条 法第四条第一項、第三項及び第五項、第五条第一項及び第二項並びに第二十一条の規定による主務大臣の権限のうち国土交通大臣に属する権限（港湾流通拠点地区において特定流通業務施設の整備を行う事業に係るものを除く。）並びに法第七条第一項及び第二項の規定による主務大臣の権限のうち国土交通大臣に属する権限は、特定流通業務施設の所在地を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）に委任する。

2 法第四条第一項、第三項及び第五項、第五条第一項及び第二項並びに第二十一条の規定による主務大臣の権限のうち国土交通大臣に属する権限（港湾流通拠点地区において特定流通業務施設の整備を行う事業に係るものに限る。）並びに法第四条第六項及び第七項（これらの規定を法第五条第三項において準用する場合を含む。）並びに第六条第二項の規定による国土交通大臣の権限は、特定流通業務施設の所在地を

管轄する地方整備局長又は北海道開発局長に委任する。

3 法第四条第一項、第三項及び第五項、第五条第一項及び第二項、第七条第一項及び第二項並びに第二十条の規定による主務大臣の権限のうち経済産業大臣に属する権限（中小企業共同流通業務総合効率化事業に係るものを除く。）は、特定流通業務施設の所在地を管轄する経済産業局長に委任する。

4 法第四条第一項、第三項及び第五項、第五条第一項及び第二項、第七条第一項及び第二項並びに第二十条の規定による主務大臣の権限のうち農林水産大臣に属する権限は、特定流通業務施設の所在地を管轄する地方農政局長に委任する。

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、法の施行の日（平成十七年十月一日）から施行する。

（中小企業流通業務効率化促進法施行令の廃止）

第二条 中小企業流通業務効率化促進法施行令（平成四年政令第二百八十二号）は、廃止する。

（地方税法施行令の一部改正）

第三条 地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

附則第十一条第三項第一号へ(1)中「八百五十平方メートル」を「千五百平方メートル」に、「千六百平方メートル」を「三千平方メートル」に改め、同号へを同号トとし、同号ホ(1)中「千六百立方メートル」を「三千立方メートル」に改め、同号ホを同号へとし、同号ニ(1)中「三千五百立方メートル」を「五千立方メートル」に改め、同号ニを同号ホとし、同号ハの次に次のように加える。

ニ 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号）第五条第二項に規定する認定総合効率化計画に記載された同法第二条第三号に規定する特定流通業務施設に該当するものであること。

附則第十一条第三項第二号中「流通業務市街地の整備に関する法律第四条第一項に規定する流通業務地区又は都市計画法第四条第七項に規定する市街地開発事業が行われる土地の」を「道路法第三条第一号に掲げる高速自動車国道及びこれに類する道路の周辺の地域のうち物資の流通の拠点となる区域として国土交通大臣が総務大臣と協議して指定する」に改め、同号ロ中「及びハ」を「からニまで」に改め、同号ハ中「前号ホ」を「前号へ」に改め、同号ニ中「前号へ」を「前号ト」に改め、同項第三号を削り、同条第

六項第二号中「第三項第一号ハ」の下に「及びニ」を加え、同項第三号中「階高及び」を削り、「それぞれ四メートル以上及び八百五十平方メートル」を「千五百平方メートル」に、「千六百平方メートル」を「三千平方メートル」に改める。

(地方税法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第四条 前条の規定による改正後の地方税法施行令附則第十一条第三項及び第六項の規定は、この政令の施行の日以後に新設され、又は増設された同条第三項に規定する倉庫及び同条第六項に規定する上屋に対して課する平成十八年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、同日前に新設され、又は増設された前条の規定による改正前の地方税法施行令附則第十一条第三項に規定する倉庫及び同条第六項に規定する上屋に対して課する固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

(独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令の一部改正)

第五条 独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令(平成十六年政令第百八十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号に次のように加える。

ハ 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号）第二条第十一号に規定する中小企業者が、他の事業者との連携により実施しようとする同条第二号に規定する流通業務総合効率化事業についての計画であつて同法第四条第一項の認定を受けたもの（同法第五条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの）に従つて行う当該流通業務総合効率化事業であつて、経済産業省令で定める基準に適合しているもの

（経済産業省組織令の一部改正）

第六条 経済産業省組織令（平成十二年政令第二百五十四号）の一部を次のように改正する。

第九十条に次の一号を加える。

七 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号）の施行に関する事務で経済産業省の所掌に属するものに関すること（中小企業庁の所掌に属するものを除く。）。

第六十二条中第四号を削り、第五号を第四号とし、同条に次の一号を加える。

五 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の施行に関すること（中小企業者が他の事業者との連携又は事業の共同化により実施する流通業務総合効率化事業に関することに限る。）。

(国土交通省組織令の一部改正)

第七条 国土交通省組織令(平成十二年政令第二百五十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中第二十三号を削り、第二十四号を第二十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十四 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(平成十七年法律第八十五号)の施行に関する事務で国土交通省の所掌に属するものに関すること(港湾局及び政策統括官の所掌に属するものを除く。)

第四十七条中第七号を削り、第八号を第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の施行に関する事務で国土交通省の所掌に属するものに関すること(港湾局及び政策統括官の所掌に属するものを除く。)

第六十条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の施行に関すること(港湾流通拠点地区に関することに限る。)

(中小企業政策審議会令の一部改正)

第八条 中小企業政策審議会令（平成十二年政令第二百九十五号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表中小企業経営支援分科会の項第二号中「、中小企業流通業務効率化促進法（平成四年法律第六十五号）第三条第三項」を削り、「及び中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）」を「、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）及び流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号）第三条第三項」に改める。